

令和6年度第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

議題 (確認・検討事項)	(1) 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画～基本的な考え方・策定の方向性～について (2) 事業所等向けアンケート調査について (3) 相談事例について (4) その他 ・市民後見人の養成状況等について
日時	令和6年11月1日(金) 18時30分～20時
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 D会議室
出席者氏名	(構成員) 内嶋順一、尾上美子、小野田潤、渡辺和也、大木教久、糸智仁、高崎義裕、石田篤史、柴田勝一、茂木香代子 (関係機関等) 茅ヶ崎市社会福祉協議会(細谷事務局次長) 障がい福祉課(荒井課長補佐) 高齢福祉課(本多課長補佐) (事務局) 地域福祉課(瀧田課長、下村課長補佐、加藤主任、小林主事、横山事務局次長補佐(市社協交流職員))、大井手成年後見相談支援員
会議資料	次第 資料1 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画～基本的な考え方・策定の方向性～ 資料2-1 事業所等向けアンケートについて 資料2-2 アンケート調査票(案) 資料2-3 出前ミニ講座案内チラシ 資料2-4 講座一覧 資料2-5 中核機関パンフレット(R6.6～) 資料3 相談事例について 資料4 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等について 資料5 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等について(グラフ) 参考資料 あなたの思いを地域の支えあいに地域福祉を考えるワークショップ

会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	なし

●開会

○瀧田課長

それでは定刻になりましたので、第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議を始めさせていただきます。本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。また、構成員の皆様におかれましては日頃より成年後見制度及びセンターの運営等にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。時間になりましたので進めさせていただきます。

なお、事務局職員でございますが、この10月1日付けで職員の人事異動がございまして、課長補佐の大澤が異動となり、後任として、下村が着任いたしましたのでどうぞよろしくお願いいたします。

○下村課長補佐

改めまして皆様こんばんは。お集まりいただきましてありがとうございます。大澤の後任として10月1日から着任いたしました下村と申します。何分不勉強なところも多いかと思いますが、精一杯やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続けてですが、まずお手元にお配りしている資料の確認をさせていただければと思います。本日の次第、資料1 第二期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画、基本的な考え方策定の方向性、資料2-1 成年後見制度に関する事業所等向けアンケート調査目的及び対象者について、資料2-2 フェイスシートからアンケートの本体、資料2-3 成年後見制度出前ミニ講座のご案内、資料2-4 成年後見制度に関する講座勉強会の一覧、資料2-5 茅ヶ崎市成年後見支援センターのパンフレット、資料3 滞納等の課題がある判断能力が不十分な方への介入、資料4 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数、資料5 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数、それから参考としてあなたの思いを地域の支え合いにというワークショップの開催案内をお手元に配付させていただいております。資料について不足等はございませんでしょうか。あと、地域福祉プランという計画の冊子を使いたいと思っております。お手元になれば事務局でご用意ありますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。資料の確認は以上でございます。

(1) 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画～基本的な考え方・策定の方向性～について

○瀧田課長

それでは本日の議題の方に進めて参ります。お手元の次第の通り、確認検討事項として、その他を含め4件ございます。1つ目、(1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方策定の方向性について、方向性について事務局よりご説明いたします。

○下村課長補佐

第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画についても、第1期基本計画と同様、地域福祉プランの改定に合わせ、一体的に策定します。地域福祉プラン全体の改定については、現在、地域福祉推進のための市民アンケートと、地域福祉を考えるワークショップを実施しているところです。地域福祉を考えるワークショップについては、スケジュール等がわかるものを参考に机上配付させていただきました。こちらのワークショップについては11月4日を皮切りに3月まで市内13地区すべてで開催予定でございます。

アンケート、ワークショップの結果を踏まえて、今年度末までに地域福祉プランの骨子を作成しまして、令和7年11月から12月ごろにパブリックコメントを実施できるように、素案の作成を進めて参りたいと思っております。

成年後見制度利用促進基本計画についても、地域福祉プラン策定のスケジュールに合わせて改定作業を進めていきます。

では、次第1の基本計画の基本的な考え方、策定の方向性の案についてご説明をさせていただきます。資料1をお手元にご用意お願いできればと思います。この資料の中で本日、特にご意見をいただきたいところは、2ページ3ページにある項番4、次期計画期間における取り組みの方向性について、それから項番5、計画の構成の案についてです。資料に沿って順に説明させていただきます。

まず項番1、国の動向について、令和8年度までを計画期間としている国の第二期計画は、制度を全面にというよりも、対象者本人を中心に据えた権利擁護支援を充実するということが強く表現されています。

続いて項番2、本市における取り組みについてです。計画に基づき、大きく①から⑤の取り組みを実施してきております。

①理解促進啓発活動としては、成年後見支援センターや制度概要を記したパンフレットの配架、事業所や一般市民に向けた講座等を実施してきたこと。

②早期に支援につなげる体制づくりとしては、必要な方へ必要な支援をすることができるよう、本人や支援機関との調整支援や支援機関同士の顔が見える関係づくりに取り組んできたこと。

③利用しやすい制度運営としては、中核機関として成年後見支援センターを設置したことや、本日の利用促進会議や専門職相談を整備するなど、体制を強化してきたこと。

④地域の関係機関同士のネットワーク構築としては、成年後見人等や親族、福祉等の関係者がチームとなって本人を見守ることができるようにチーム構築の支援を行ってきたこと。

⑤専門的人材の育成支援としては、本人と同じ視点で取り組むことのできる市民後見人の養成や支援者、一般市民向けの講座等を実施してきたこと。

以上をこれまでの取り組みとして記載しております。

続いて項番3課題についてです。すでに1度この場で共有させていただいておりますけれども、これまでの取り組みを振り返り、課題として感じていることを5つ挙げております。

1つ目は、まだ成年後見支援センターの役割が十分に共有されていないということ。やはり共有されれば、支援者の方ですとか、支援機関から相談がもっと増えるのではないかなというふうに期待しているところです。

2つ目は制度が十分に理解されていない。本人意向が十分に確認できていないことがあるということです。親族や銀行などの正しい理解が進めば、本人の権利擁護にももっと繋がっていくのではないかなというところを考えております。

3つ目は後見人選任後のチーム支援について。後見人等が着任した直後はケース会議を行っていたりするものの、チーム支援が継続されているか、その実態をなかなかキャッチできていないという状況があります。

4つ目は市民後見人の受任になかなか思うように結びついていないというところが挙げられます。バンク登録者が増えているものの、なかなか受任に結びついていないということです。

5つ目は将来の備えとして任意後見制度を検討する市民の方がいるものの、なかなかそれを仕組みとして整えていけないということが挙げられます。

総じて基盤はできてきているのですが、今後はそれをどう広げていくかというところが課題と考えております。これらのことを踏まえて、項番4、取り組みの方向性について説明します。主な取り組みについては①から④としています。

①制度の理解促進と適正な運用としては、これまでの取り組みを継続しつつ、積極的な訪問や潜在的なニーズをこちらからの働きかけでキャッチしていくようなアウトリーチ機能を強化していきたいというところです。

②地域連携ネットワークの機能強化では、中核機関に求められている役割を果たしていけるように、これまで以上にチームを作る、チームを動かすということを積極的にしていきたいと考えています。そのために、引き続き顔が見える関係づくりというのが大切かなと捉えており

ます。

③意思決定支援の強化では、その必要性がさらに浸透していくように、様々な機会を通じて働きかけていきたいと考えています。

④担い手の確保及び育成支援では、市民後見人の養成と活動しやすいような仕組みづくり、定期報告支援などの機会を通じて、親族後見人支援の充実に取り組んでいきたいと考えております。

最後に項番5計画の構成案についてです。まず計画の本体（地域福祉プラン）としては大切なポイントに絞って表現したいと考えています。なるべく文章量を減らすことで、市民にとっての読みやすさを重視していきたいと考えております。また、今の基本計画は、地域福祉プランの中で、成年後見制度利用促進基本計画という名称を前面に出しておりますけれども、そちらについても市民の方にとって、より親しみやすい表現にしたいと考えておりまして、次期の計画の中では、「自分らしい暮らしを支える体制づくり」として、成年後見制度利用促進基本計画という計画の名称自体は小さく表現したいと考えております。この「自分らしい暮らしを支える体制づくり」という方向性については、成年後見制度の利用促進だけではなくて、判断能力が十分でない方の権利擁護のニュアンスを含めた案としております。

説明が長くなってしまいましたが、特にご意見をいただきたい点としては、大きく2つでございます。1つは項番4にある主な取り組み。もう1つは項番5にある自分らしい暮らしを支える体制づくりというところですね。取り組みに関して強化する部分としては、アウトリーチの機能ですとか、地域連携体制の構築などと考えています。それがこの中で具体的に表現されているかどうか、また不足している視点がないかどうか、ご意見をいただけるとありがたいです。方向性に関しては、自分らしい暮らしを支える体制づくりと表現しておりますけれども、その自分らしいという言葉がやっぱり人によってとらえ方が異なるというような意見もありまして、そこに代わる言葉とか何かご意見いただけるとすごく助かります。よろしくお願いいたします。

○瀧田課長

説明が終わりました。皆さんのお手元に置いていただいている地域福祉プランの冊子の中では53ページに成年後見制度利用促進基本計画とあります。それが令和7年度までの現計画というところになります。今、下村が説明しましたのは、令和8年度からの計画ということで、骨子として考えているところでございます。皆様のご意見或いはご質問等ございましたらお願いいたします。

○柴田構成員

相談支援事業所連絡会から参りました柴田でございます。

具体的にというところで、アウトリーチのところですね。このアウトリーチについてどのようなことを想像されているのかちょっと伺いたいと思いまして。今やっていることと、アウトリーチをこれからやる、強化というところですけど、今はどういったことがあるのかと伺いたいと思います。僕の中でこのアウトリーチという言葉がちょっと広すぎたものでして。お願いいたします。

○加藤主任

現状、成年後見、権利擁護で支援を必要とする人に対して、やはり支援機関の方が情報をキャッチしている。成年後見支援センターに繋げていただくところをより強化したいという中で、これまでだと相談支援事業所や包括等に訪問をしてきたのですが1回限りで終わってしまっています。また、地域の民生委員とか、個別に相談に来たご親族の方たちに対してセンターに来てくださいという案内はしていたのですが、こちらから出向いていくことは、そこまで意識してやってきてはなかったかなというところがあったので、そういったところを少し強くやっていけたらいいかなと思っています。地域で活動している団体等に対しては、あまりアプローチができていなかったところがあったので、もう少しアプローチを強化していけるといいと考えています。例えば、定例会に参加するなど、そういったところができたらいいかなと思っています。

○柴田構成員

ありがとうございます。結構フットワークが求められるかなと思うのと、そこの方達がどれだけそれを理解しているかっていうところや、多分温度差があったり、理解力であったりもあると思います。結構まめに動いていないと、拾いきれないのかなと思うんですけど、何か他の委員の中でいいやり方をいただけると。私は相談支援事業所連絡会なので、もちろん定期的の後見センターとの連携として、もしその連絡会の中で後見が必要とされる方がいれば後見センターに結びつけるっていう役割を持っているんですが、結構こまめに動かないといけないと思っています。

○渡辺構成員

コスモス成年後見サポートセンター渡辺です。この基本計画の部分で意見ということで、この文言を私が何かどうのこうのではないんですけども、ご参考になればいいかなと思って発言をします。

市役所に来ることが私も仕事で多いので、センターには顔を出すようにはしています。その中で非常にセンターが一生懸命やられてるなという印象があります。他の自治体で、これから今年度立ち上がったみたいなどの準備会議とかに昨年度参加したりもしました。茅ヶ崎市の名前が出たときに、あそこは定期的に関係団体と年に何回も集まって顔の見える関係で、議題に取り組んだり、あと場合によったら勉強会に今なっているかと思うんですけども、ケースについて意見交換したりと、そういうことを非常にやってるので、そこは進んでいるね。みたいな声も聞かれてました。センターについても私がお邪魔してる限りでは非常によくやられてるなと思うんですが、ケースについて大分突っ込んで頑張られている。しかもアウトリーチとかも、さらに次の計画では力入れていかれるということで、住民としては非常にありがたいと思います。

逆に行政でないとできにくいところとしては、やっぱりこの制度の広報ですね、広報活動、この資料1の2の①ですね。

ここってやっぱり行政が一番力のある部分なんじゃないかなと思っていて、ケースの方に関わってくださるのは非常にありがたいので、このクオリティは大変だと思うんですけどやっていただけるとよいと思う反面、2の①については別にやってないとは申し上げませんが、意識されてもいいのかなと。

余計なことを言いますが、社会福祉士養成課程の地域福祉という単元の養成テキストの冒頭の方に「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」という格言みたいなことも書かれていて、私の浅い理解で言うと、地域福祉って押し付けてやるものではない。上から押し付けてやるものではない以上、住民から湧き上がるパワーを行政がサポートしていくっていうのが、多分エンパワーメントで増やすのはいいと思うんですけど、自主性がある程度必要であろうと。実践っていうことになると、全くのゼロから生まれないので、ある程度その知識であったり教育であったりっていうことがおそらく地域福祉に必要なんだろうと。

この成年後見支援センター・中核機関が、私どものような専門職団体もうまく連携しつつ、行政的な力を一番発揮して欲しいなと思うところは、まさにその辺の住民の方々の権利意識の向上や、その中で各ケースについて困ってる人がいるから、市のセンターがあるから、ちょっとそこに行ってみたほうがいいよとか、そういうところの底上げ、それがやっぱりあったほうがいいと思うので、この文言を変えてくれとかも言わないですけど、アウトリーチも十分必要なのでぜひお願いしたいと思うんですけど、広報啓発っていうところが、やっぱりスタートだし、多分仕上がりでもあると思う。何かいい方法といいますか、計画でエッセンスだと思うので、そこにフォーカスしていただけるといいのかなと思いました。

○糸構成員

最近の現状はちょっとよくわかっていないので、もしかしたら動いてるのかもしれないけども、地区社協、民生委員とか、いわゆるその地域包括以外の地域のそういった資源の方達のところや、成年後見制度っていうものに対しての認識をどこまで持ってるのかなというのが、少し気になっています。以前はもっと民生委員さん民生委員さんって言っていたような気がする

んだけど、何か、もしかしたら地域包括ができたことによって、そこが抜けちゃったのかな。その辺のところをもしかしたらもう1回きちんと把握をして、成年後見と言っても、難しいと思ってる部分がすごくあると思うので、成年後見って言葉ではなくて、自分らしい暮らしを支える体制づくりっていうふうに変えたのはものすごくいいと思うんですよ。要は成年後見という言葉がアレルギーになって、わからないから、もう見ないで通ろうと思ってる人たちも実は結構な数いるんじゃないかと思うので、そこをどうやって巻き込んでいくかが、肝になるんじゃないかなと思いました。

○瀧田課長

ご意見いただいた周知啓発というところですけども、9月に開催された市議会定例会の中で、令和5年度の市の決算の質疑という中で、いくつかの事業を議員の方がピックアップして、そのことについて集中的に質疑をするという機会がございました。こちらの成年後見制度利用促進事業について取り上げられまして、議員の方々とこの質問に対して私の方で答えするというやりとりしたんですけども、やはりその中でもこれだけの件数ありましたという形で啓発活動をやってますと、お答えしたところ、そんなにやってることを知らなかったと言われてまして、あとやはり成年後見制度っていうとちょっとこう、硬い難しいっていうイメージもあるので、実際に議員の方が関わってらっしゃる市民の方に必要な方がいらっしゃるようだけれども、そういう方をどうやって案内したらつなげていったらいいのかっていうのが、なかなかわからなかったと。

今回の質疑を通して、成年後見支援センターがすごく頑張っているというのはわかったのですが、もっともっとそれを周知にもっと力を入れて取り組みをもっと進めて欲しいという評価いただきました。今お二方からご意見いただいたことも含めて、引き続き制度の我々の活動としても頑張らないといけないんですけども、制度自体の理解を広めていく、地域で活動していただいている方も改めてご理解いただくというか、その潜在的なニーズも多いと思いますので、そういう方々とながれるような形で結びつけていくようなことは次期計画の中でも力を入れていかなきゃいけないかなとは思っております。

他にご意見いかがでしょうか。

○小野田構成員

自分らしい暮らしを支えるっていうところに、ご意見をというところもあったかと思うんですけど、自分らしい暮らしってすごく何か自分も悩むことがあって、福祉の支援者としてなんだろうみたいな。自分自身で考えると自分らしいっていうのは自分がわかってないといけないことなので、自分の理解としては、その人らしいっていう言い方もあるかと思うんですけど。その方が持てる能力を発揮できて、そういった場があることが自分らしい生活ではないのかな、或いは強みとか弱みをきちんと把握できて、それが支えられる仕組みみたいなものが求められてるんだろうっていう理解をしているんですけども。なかなか自分らしい暮らしってすごい抽象的なので、なんか一方では、わがまま放題で言ったもん勝ちみたいな。そういう何か自分が楽をしようとするような暮らしみたいなイメージを持つ方もいらっしゃるかなと思っていて、それは支援者側で支援のあり方を問われるところだと思うので、この言葉自体を直した方がいいとかそういうことではないんですけど、なかなか解釈としては幅広いというか、考えを深めるとすごく深い言葉だなというふうには思っています。

○柴田構成員

各構成員の方から今「自分らしい暮らしを支える」っていう言葉が出て、多分この言葉で次期計画はいくのかなというところなんですけど、先ほどから出てるように、何でこの言葉にしたのが、今小野田構成員や糸構成員からもあったように載るといいのかな。やっぱり何でこういう言葉にしたのかっていうところが伝わるような、メッセージがあることが大事なのかなと思っています。

○下村課長補佐

先ほどのアウトリーチという言葉もそうですけれども、やっぱりその計画を作る中で、その

言葉が独り歩きしてしまうので、それがきちんとこちらが意図しているように伝わるように、注釈なりをちょっと工夫しながら表現して、よりそれがわかりやすく、皆さんに、市民の方に伝わるというのかなあと思っております。今いただいた意見を大事にして、計画に反映してよりよい計画になって、それが指針になって、成年後見制度の適切な利用が広がっていくと良いかなと思います。ありがとうございます。

○尾上構成員

リーガルサポートの尾上です。

ちょっと戻んですけども、すごいアウトリーチとかで掘り起こそうっていうところをまた力を入れてくってお話なんですけども。結構掘り起こされてるのかなと。この担い手不足が出ていますけれども、士業側としては、今ちょっと司法書士だけかもしれないですけども、結構もうパンパンで受けられないような状況がある。特に任意後見とかだともう需要はあるんだけども、そもそも任意後見をやってますというところもなかなか少なく、希望があっても専門職等を結びつけられないところも出てきているような中で、この担い手の確保及び育成支援というところ④なんですけども、読むと市民後見人の育成と親族後見人、もうすでに親族後見人になってる方の支援の充実っていうところが出てくるんですけど、今後その適正な親族後見人が選ばれるんだけども、必ず私たちももう相談を受けたときに自分になりたいっていう親族の方に対して、後見人の仕事ってこういうですよとか、こういうことやるんですよと説明をして、家庭裁判所なんかビデオをちゃんと見てきてくださいねとか見ましたかってチェックがあるとかあるので、今後例えば、自分の親とかの後見人になろうと考えている親族の方に対して、申立前に親族後見人ってこういうことするんだよみたいな説明の場とかを作っていただけると、その前段階で親族後見人になってからではなくて、なる前のところの説明とかのフォローもしていただけるといいかなと思いました。

○内嶋構成員

次期計画期間、令和8年度からですよ。今民法改正の法制審が進んでいて、大きく変わろうとしています。なぜそうなっているかという、1つは国連の総括所見が出たので、法制度を抑制的というのが出ているので、それは形をどうしてもとらざるをえない。もう1つは先ほど尾上構成員もおっしゃったんですけども、後見制度でカバーできる資源がもう限界に来てるんですね。これから先、厚労省がどういう制度を作るかわかりませんが、日常生活自立支援事業と後見との間の隙間の制度を作るという話も出ていますが、それだって人材と予算をつけなくてはいけないので、財務省がどこまでなんて言うのかわからないですけども、もし、もうその辺を狙うんだったら、ちょっと一言書いておいたほうがいいのかな。

ただ、利用促進が前提になっていますので、国の方針がどうなるかわかりませんが、念頭に置いておいたほうがいいと思いますが、総花的に書いてあるので、私はこれでいいだろうと思っているんです。問題はこの総論はOK、各論をどうするのかというのは、皆さんがおっしゃっているので、どうしても役所が作る計画というのは、もう全方向をよく書かないとどうしようもないところがあるのはわかっていますので、あとは実際、実務のところまで、実績を積むかどうかっていうそういう話に多分なってくるんだろうなというふうに思います。意見というか感想です。

○瀧田課長

今の制度の改正の方向というのは国の資料などでも見ているところなんですけど、今確認いただいたように、8年度以降で9年10年度ぐらいの改正の予定というふうに見た記憶があるんですけどもいかがでしょうか。

○内嶋構成員

来年、最初の第1弾は来年の上旬に前半ぐらいだと思います。

○瀧田課長

ありがとうございます。制度の法改正の方向性などは我々も注視しながら計画の実際に稼働

するときに、法改正こういうふうになりますよってというのが出ているようですと、計画の内容と齟齬が出てしまうので、できるだけ法改正の方向も踏まえたようなものを、この計画にどこまで反映できるかっていうのがあります。

後日或いは後程お気づきの点がありましたらまた直接私どもの方にいただければと思います。ありがとうございました。

次の議題に進めて参ります。(2) 事業所等向けアンケート調査について、事務局よりご説明いたします。

(2) 事業所等向けアンケート調査について

○小林主事

資料の2-1 から2-5 をお手元にご用意をお願いします。

第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画を策定する際にも実施をした事業所向けアンケート実施基本計画をより実態に即した計画とするために今回も実施をしたいと考えております。今回のアンケートにつきましては、比較のため前回との同じ内容で実施することも検討しましたが、前回実施したアンケートは利用者の該当人数をとるとか、設問がそういうことが多く、回答のしづらさがあり回答率が約2割と低かったため、前回の比較は難しいかと考えております。また、令和5年度より成年後見支援センターが開設されたことにより、中核機関としての実働につながられるような設問を新たに追加しました。次に対象事業所といたしましては、前回と同様に連絡会を通じ依頼する予定ですが、連絡会に所属されていない事業所もあるということから、より効果的なアンケートを実施できるように検討して参ります。実施方法といたしましては、回答はメールまたはWeb上でも回答できるようにする予定です。実施スケジュールとしましては、1月から2月に調査の実施を行い、3月に集計できるように進めていきたいと考えております。

次に資料2-2、アンケートの内容について説明させていただきます。2ページから3ページの1から2に関しましては、各事業所の成年後見制度の周知度と利用者の方から成年後見制度についてどのような相談を受け、どのような対応をしているかの取り組み状況を把握する設問になっております。次に3ページから5ページの問3から問5に関しましては、具体的な事例を尋ねるものになっています。今回のアンケート調査の中のポイントとしましては、問3と問5になります。問3では、後見人と事業所の関係性の実情を把握して、中核機関として後見人を支援するには何が必要かを検討する材料にできたらと考えています。問5では、すでに制度利用が必要な課題が発生しているにもかかわらず、制度利用に繋がっていない方の実態を把握し、中核機関としてどうアプローチしていくことができるのかを検討する材料にしたいと考えています。問6以降では、成年後見支援センターの認知度や期待度について聞いています。また、専門相談と出前講座について意向を伺い、周知啓発や他機関との連携強化につなげていきたいと考えています。最後に資料2から資料2-3から2-5は参考資料として添付する予定です。説明は以上になります。

○瀧田課長

説明が終わりました。このアンケートの内容ですとか、対象事業所などについて何かご意見などございましたらお願いいたします。

○小野田構成員

すみません細かくて申し訳ないんですけど、対象事業所の方の茅ヶ崎市介護サービス事業所連絡協議会となったんですけど、市が抜けて「茅ヶ崎介護サービス～」なので、訂正いただければと思います。防災対策の会も名称変更して防災対策委員会となりましたので、直していただければと思います。

○柴田構成員

設問のアンケートのところではこれだけのボリュームあるんだなっていうふうなところわか

ったんですけど。アンケートをする側として大体どれぐらい時間かかりますよとか、なんかそういうふうに、5分ほどおつき合くださいみたいになればよいと思います。それが必要なのかどうかっていうところよりも、結構皆さん事業やりながらのアンケートになると思いますので、大体どれぐらいのボリューム感でこのアンケートに答えられるかっていうところが明記されていれば、何かこう協力的になっていただけるのかと思いました。

○尾上構成員

細かい質問なんですけど、問5の5で、成年後見制度の利用に繋がらなかった理由の中の6受診が進まなかったからと、7診断書が取得できなかったからの違いについて説明してください。

○横山事務局次長補佐

受診が進まないのはご本人さんが受診拒否するなど、なかなか進んでいかないところです。診断書の取得は、本人がこれまで全然病院にかかっていなくて、診断書が取れる医療機関にかかれなとか、そういうところが相談の中でありました。そのため、今回はちょっと分けて、この設問6番7番で設問を置いてみました。ただここまで細かくしなくてはいけないのかっていうのもあたりはするのですが、今回はこの設問を置いています。

○内嶋構成員

我々も結構アンケートやるんですけどもう作ってる方がどんどん増やしちゃうんですね。問いは思い切って捨てた方がいいと思います。もうここは絶対聞きたいってところだけ残して、あとは思い切って捨てた方が回答率は絶対上がるので、今他の構成員にこのアンケートが来たらどうしますかときいたら、積んでおくそうですから、これはもう関係ないって思う人は、絶対ポイッとやりますので、ちょっとその辺工夫された方がいいかなと思います。

○加藤主任

ちなみに何問ぐらいだったらすぐ答えてもいいかなと思いますでしょうか。

○小野田構成員

5分くらいでしょうか。ちょっとインターネットでやっても途中でやめちゃう時があるから、なかなか長いのは厳しいなと。全体の分量がわかると良いかと。

○加藤主任

少しポイントを絞って削れるところは削ります。

○内嶋構成員

サイズは変えますよね。そうすると、今これでも5ページなんです。ページが多くなるかと。

○尾上構成員

自由記述が必須とかなると、もうそこでやめたくなるのでそう、最後に一つくらい載せた方がいい。

○瀧田課長

ありがとうございます。我々いろいろと聞きたくなってしまう気持ちをぐっと抑えて、構成員の皆様のお手元に届いた際に積んでおかないように、ちょっと改めてちょっと事務局の方で見直ししながら、まずできるだけ多くの方にお答えできるような内容に見直したいと思います。ありがとうございました。

それでは次の議題に進めさせていただきます。

(3) 相談事例についてということで、事務局よりご説明いたします。

※事例については個人情報保護の観点から、発言の詳細は議事録上割愛させていただきます。

なお、時間の都合上事例１・２について助言をいただき、事例３は紹介に留めました。

事例１

本人は知的に課題がある可能性あり。親が亡くなり、賃貸物件と自宅の不動産を含む相続が発生。固定資産税等の滞納のほか、負債の全容が把握できていない。
滞納整理、後見制度利用の対応等の優先順位付け及び相談先選定が課題。

助言等

- ・ 支援者で債務関係の書類を確認し、まず債務者に本人の手続きが難しいことを伝える。そこで債権者に待ってもらい、後見制度利用を検討する。
- ・ 消費者被害に遭っている場合は弁護士案件として対応する。
- ・ 相談先としては法テラスや弁護士会の「みまもり」がある。事案によっては、顔の見える関係ができていないネットワークに相談する。

事例２

本人は認知症、高齢者、独居、持家（住宅ローンの残１０００万円超あり、返済月１０万円）、年金月２０万円あり、公共料金の滞納あり。キャッシング等あり。今後に向けて、法定後見を進めている状況。
後見人が就くまでの生活費の管理と督促等への対応が課題。

助言等

- ・ ローン残高１千万超のため債務整理で弁護士がかかわる必要のある案件。
- ・ 法テラス等で依頼を受け、委任契約が可能であれば進めていく。
- ・ 年金振込後速やかに払い戻して生活費を確保していく。
- ・ 収支が厳しい状況にあるなど候補者が就きづらいと想定される案件は、ネットワーク等を通じて事前相談することで選任がスムーズになると思われる。
- ・ 案件によっては、本人のお金に対する執着もあり、日常生活自立支援事業や事務委任などで事前に本人と関係性をつくり、支援に入っていくことも考えられる。

事例３

本人は認知症、高齢者、施設入所中、賃貸、年金月１５万円、滞納等約６０万円（入院費、市県民税、健康保険料、ほかあり）
申立中に市から督促が来て、差押えが１０万円ほど。本人入所中であつたため、通知を見ることができず、施設の引落としができなかった。
申立中等の差押えに対しての対応が課題。

○瀧田課長

それでは相談事例につきまして、様々なご意見をいただきありがとうございます。また具体の案件などございましたら、都度ご相談をさせていただきながらと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

ではその他でございますが、資料４と資料５につきましては、ご報告でございますので、こちらは資料のご確認をしていただければと思います。市民後見人養成状況について、市社協の方から報告をお願いいたします。

○茂木構成員

市社協の茂木の方からご報告をさせていただきます。

まず１０月末現在の市民後見人の養成講座の修了認定者が１８名。後見サポーターの登録者が１９名。市民後見人バンク登録者も同じく１９名になっています。今現在市民後見人で受任されている方が５名になりまして、累計だと７名となっています。

8月に法人後見との複数後見という形で市民後見人が1人受任されました。市社協としても初めての複数後見という形になっています。昨年市民後見人の養成講座を開講いたしましたので、今年度はフォローアップ研修を実施する年度になっています。早めに日程の方を組ませていただきまして、バンク登録者の方に早く周知することでお仕事されてる方々でも日程調整をして参加しやすいように配慮をして日程を組ませていただきました。9月12日に市民後見人活動報告というのが日程の中に含まれているかと思いますが、今年度初回の研修の方を開催させていただきまして、すでに受任されてる方々の活動報告をしていただきました。この会から4期生の方、昨年養成した方々も参加をされまして、新たな顔ぶれも含まれたということで、皆さん刺激になったようで意見交換も活発にされていました。実際に活動してる方の報告はやはり一番いつも皆さん参考になると言ってすごく熱心に聞いていらっしゃったのが印象に残っております。名簿登載者研修を9月12日にやった後に、4期生の方々のバンク登録の面談を行いまして、4名全員が登録をするということで登録する運びになりました。ちなみにこの登録された4名のうち1方はちょっとご家族が最近体調不調ということで、なかなか活動が難しいということだったんですけども、3人の方はかなり積極的に取り組んでくださってまして1人は今月から、あと残りの2人は来月から日常生活自立支援事業の支援員として活動を開始されることになっています。今後なんですけれども、今法人後見で受任しているケース2件を市民後見人へ移行する形をとっていくつもりでいます。すでに2名の市民後見人の方は法人後見サポーターとして活動していただいてまして、受任の方も大丈夫ですという確認が取れてますので、一応予定としては11月に法人後見審査会で市社協での移行についてかけさせていただいて、12月の中旬ごろに受任調整会議を開催して年度内には移行できるようにということを進めていきたいというふうに思っています。この方々が無事受任という形になれば、今年度3名の方が受任されるという形の人数になっています。

簡単ですが報告は以上です。

○瀧田課長

ありがとうございます。ただいまの報告について何か確認などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の議題その他まで終了して、その他でございますが、皆様から何かこの場で情報提供或いは情報共有などをございましたらお願いいたします。

○柴田構成員

11月15日に後見センターが当方事業所にて、周知活動も含めたご講義をいただく予定でございます。先ほど周知のことがありまして、よろしく願いいたします。

○地域福祉課長

他にないようであれば、事務局からのご案内としてこちらの会議でございますが、年明け2月から3月に3回目の会議を開催したいと考えております。日程の調整などは後日させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは長時間にわたり、様々なご意見をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

以上